

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 6 号
2 0 1 5 年 2 月 6 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

タイガー警備保障株式会社への出向に関する申し入れ

2月1日付けで、2名の組合員に対してタイガー警備保障株式会社（以下、タイガー警備保障という。）への出向が発令された。

出向先であるタイガー警備保障は、J R 東海との関係からすれば J R 東海の関連会社ではない。出向規程の第2条（出向の意義）に、『「出向」とは、社員としての地位を保有したまま、会社の命により、関連会社又は団体等（以下「出向先」という。）に勤務することをいう。』と定められている。

出向規程の第2条からすれば、関連会社ではないタイガー警備保障を出向先としたことに不合理がある。しかも、関連会社のなかには要員不足の所があるにもかかわらず、関連会社ではないタイガー警備保障への出向は到底納得がいくものではない。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定されたい。

記

1. タイガー警備保障を出向先とした根拠を明らかにすること。
2. 出向規程第2条からすれば、関連会社ではないタイガー警備保障を出向先とすることに整合性も合理性もなく、規程違反と受け止められる。会社の見解を明らかにすること。
3. タイガー警備保障への出向を中止して、関連会社への出向に変更すること。

以上